

特集

流通店舗のセキュリティ



加藤和裕氏

流通業界共通の課題として、万引などによるロス率の改善が挙げられる。先日開催された、万引犯罪対策の全国組織である全国万引犯罪防止機構の臨時総会後、書店業の立場で万引対策に本格的に取り組んでいる、全国万引犯罪防止機構の加藤和裕理事と東京都書店商業組合の downward 副理事長が講演を行った。今回はこの講演概要を紹介する。

書店業ではロス率が95年くらいから毎年上がり、ロース率が最高で売上規模の1・5%程度になりました。例えば20億円の規模の売上で3億円近いロス、単価が600円くらいの商品なら、千でもない数になりません。それに比べ、実際の捕捉した数を見ると、被害総額に比べると1%を切る数字しか捕捉できていない。万が一捕まった場合でも、商品を返せば済んでしまつたのであれば、リスクは少ない。万引犯罪が増えた理由は、コストパフォーマンス、むしろ

はコストパフォーマンスで見ると、リスクが少なすぎて犯罪者にとって、通常の犯罪と全く逆の構図を持っている点があるのではないのでしょうか。当社がなぜ始めたか。当社として、万引犯罪のリスクをコントロールしていかないかと考えた時、万引をしても単に謝れば済むという状況から、少しは実費請求ができる状況に変えられなければならないかと考えました。日当は平均2万円程度です。しかし、日当を請求するのは難しいだろうとの判断になりました。何故なら、その一人を捕まえるために朝から晩まで勤務しているわけではありませぬ。また、人件費として考えた場合、将来発生するであろう退職金も含まれてしまいます。そうなる

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護

士さんと相談しました。最初は捕捉した警備員の日当を請求できないかと考えました。日当は平均2万円程度です。しかし、日当を請求するのは難しいだろうとの判断になりました。何故なら、その一人を捕まえるために朝から晩まで勤務しているわけではありませぬ。また、人件費として考えた場合、将来発生するであろう退職金も含まれてしまいます。そうなる

万引に損害賠償請求の経過報告

加藤和裕・全国万引犯罪防止機構理事 三洋堂書店代表取締役社長

士さんと相談しました。最初は捕捉した警備員の日当を請求できないかと考えました。日当は平均2万円程度です。しかし、日当を請求するのは難しいだろうとの判断になりました。何故なら、その一人を捕まえるために朝から晩まで勤務しているわけではありませぬ。また、人件費として考えた場合、将来発生するであろう退職金も含まれてしまいます。そうなる

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護

士さんと相談しました。最初は捕捉した警備員の日当を請求できないかと考えました。日当は平均2万円程度です。しかし、日当を請求するのは難しいだろうとの判断になりました。何故なら、その一人を捕まえるために朝から晩まで勤務しているわけではありませぬ。また、人件費として考えた場合、将来発生するであろう退職金も含まれてしまいます。そうなる

平成12年10月に全国組織の日本書店商業組合連合会が、万引問題についての実態調査を行いました。調査の大きな狙いは、新古書店の進出とその占める割合の中で、周辺の書店の万引増加の有無、買い手の有無をアンケートで取り上げることでした。調べてみると、新古書店が周辺にあるという回答が多くありました。このアンケート調査の結果では、(万引した商品は)新古書店にすぐ売っているのかについて、回答が79通のうち56通は新古書店があるという回答が23通です。この79通は東京都書店商業組合と日本書店商業組合連合会の役員を務める店で、全体の約7割からの回答です。ところが商品が万引されますか」と調べたところ、コミック類が47%、月刊誌が16%、2つ合わせて63%が万引の対象になって

いることがわかりました。こうした商品が対象となつていくことで、万引をする世代が絞られていくという世代からいって、中学生が一番多いと、小学生が20%、小学生が14%と、ほぼ80%近きが小中学生で占められ、対象がコミック類に及んでいるという、ほぼ推測通りの結論でした。このアンケート調査の結果では、(万引した商品は)新古書店にすぐ売っているのかについて、回答が79通のうち56通は新古書店があるという回答が23通です。この79通は東京都書店商業組合と日本書店商業組合連合会の役員を務める店で、全体の約7割からの回答です。ところが商品が万引されますか」と調べたところ、コミック類が47%、月刊誌が16%、2つ合わせて63%が万引の対象になって

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護



下向馨氏

平成12年10月に全国組織の日本書店商業組合連合会が、万引問題についての実態調査を行いました。調査の大きな狙いは、新古書店の進出とその占める割合の中で、周辺の書店の万引増加の有無、買い手の有無をアンケートで取り上げることでした。調べてみると、新古書店が周辺にあるという回答が多くありました。このアンケート調査の結果では、(万引した商品は)新古書店にすぐ売っているのかについて、回答が79通のうち56通は新古書店があるという回答が23通です。この79通は東京都書店商業組合と日本書店商業組合連合会の役員を務める店で、全体の約7割からの回答です。ところが商品が万引されますか」と調べたところ、コミック類が47%、月刊誌が16%、2つ合わせて63%が万引の対象になって

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護

書店万引との対決・顛末記

下向馨・東京都書店商業組合副理事長 (東京府中・分梅書店社長)

STOP! ザ万引

万引を見つけた場合、直ちに警察に通報し、被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求する場合もございます。

万引は窃盗罪、10年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金!!

※ 窃盗罪(刑法236条) 窃盗は、他人の財物を窃取する行為をいいます。窃盗罪には、10年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、または併科の刑が科せられます。

※ 窃盗罪(刑法236条) 窃盗は、他人の財物を窃取する行為をいいます。窃盗罪には、10年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、または併科の刑が科せられます。

※ 窃盗罪(刑法236条) 窃盗は、他人の財物を窃取する行為をいいます。窃盗罪には、10年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、または併科の刑が科せられます。

三洋堂書店は、万引犯罪防止に積極的に参加しています。

と、月給20〜30万円の間、月給換算金額の倍くらいかかるといわれています。これを請求するのは、4千円くらい（資料参照）相当するのではないかと考えられます。そこで請求根拠として、現在は月給の勤務時間数で単価を出しています。そういう意味では、控えめな請求金額となっています。当社の具体的取り組み内容ですが、まず、ボスターに被害商品の弁償だけでなく、損害賠償を請求しています。請求根拠としては、色々弁護